

くらしの安全安心だより

発行/佐賀県 くらしの安全安心課・佐賀県消費生活センター (TEL:0952-25-7059 佐賀市天神三丁目2-11アバンセ3階)

18歳から『大人』に！～2022年4月1日から成年年齢が引き下げられます～

成人すると…



- ◎ 保護者の同意が無くても**自分の意思で契約**ができます
- ◎ **高校生**でもローンを組んだり、クレジットカードが作れます
- ◎ 保護者の同意のない契約を取り消せる「**未成年者取消権**」がなくなります
※ 飲酒、喫煙などは20歳になるまで認められません



⚠️ 新成人を狙った悪質業者に注意！

社会経験の乏しい新成人をターゲットに、言葉巧みに誘ったり嘘の説明をしたりして、高額な商品やサービスを契約させる悪質な事業者がいます。

SNSでのもうけ話



SNSの広告をきっかけに、クレジットカードで高額な情報商材を契約したが、説明と違い全くもうからない。解約したいが業者と連絡が取れず、借金だけが残った。

無料体験トラブル



「無料体験」のチラシを見て、美顔エステの体験コースを受けた。体験後、別室で執拗な勧誘を受け、高額な化粧品や美顔器を契約してしまった。支払うことができないので解約したい。

定期購入トラブル



SNSで「今だけ500円」の広告を見て、「1回限り」のつもりでダイエットサプリを注文したが、半年間の定期購入契約が条件だった。支払い総額が高額な為、解約したい。

ちょっと待って！その契約！トラブルを防ぐポイント



- ◎ 「簡単なもうけ話」「必ずもうかる」は絶対にあり得ない！
- ◎ 「必要ない」と思ったら、毅然とした態度で「きっぱりと」断る！
- ◎ 申し込む前に、返品・解約などの契約条件をよく確認する。
- ◎ すぐに契約せずに家族や周囲の人に相談する。

消費生活センターへご相談ください

消費者と事業者とのトラブルについて専門の相談員が対応します。問題解決のための助言やあっせん、各種情報を提供しています。行政サービスなので相談は「**無料**」、相談内容や個人情報などの秘密は守られます。『おかしいな』『困ったな』と思ったら、ひとりで悩まず、まずはご相談ください。



相談内容上位3件		主な内容
1	商品一般	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 携帯電話会社を騙る不審なSMSが届いた ◎ 注文した覚えのない商品が届いた ◎ 身に覚えのない請求や利用した覚えのない料金を請求される 不当・架空請求
2	教養・娯楽サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 出会い系サイトの利用料やアダルト情報サイトの登録料の不当請求 ◎ 未成年によるオンラインゲームの高額課金
3	運輸・通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 光回線やプロバイダーとの契約・解約

最も多かった相談は「商品一般」で、**携帯電話会社を騙る不審なSMS**や**注文した覚えのない商品**が届いたなどの相談です。また、**出会い系サイトの利用料やアダルト情報サイトの登録料の不当請求**、**光回線やプロバイダーとの契約・解約**に関する相談も増えています。その他にも、**化粧品の通信販売**で1回だけの「お試し」と思って購入したところ**定期購入**だったという相談も依然として多く寄せられています。

注意喚起 **光回線サービスの乗り換えは慎重に**
～内容をよく確認してから契約しましょう～ 

相談事例 大手通信会社を名乗る電話があり、「光回線の料金が今より安くなる。ネットの速度も速くなる」と勧誘を受け、現在契約している会社の新プランと思い契約した。後日、届いた書面を確認すると別会社との契約になっており、様々なオプションサービスが追加され、以前より料金が高くなることが判明した。解約したい。



- アドバイス**
- 「安くなる」と勧誘されても、**複数のオプションがセットになった契約**で、かえって**高額になったり、現在契約しているサービスの解約料金が発生**したりする場合があります。
 - 契約書面が届いたらすぐに**事業者名やサービス内容**などを**確認**しましょう。
 - 契約書面が届き、8日間が経過するまでは、電気通信事業法の解約ルールである「**初期契約解除制度**」が使えます。解約を希望する場合は**ハガキなどの書面ですぐに事業者**に申し出ましょう。
 - 少しでも内容に疑問がある場合や、必要が無いと思った場合は、**きっぱり断り**ましょう。
 - 「おかしいな」「困ったな」と思ったら、ひとりで悩まず、**消費生活センター**にご相談ください。

様々な**オプション**がセットになっていて**前より料金が高くなった！**解約した場合は**高額な解約料**が発生する...

新生活スタート！賃貸住宅の退去時トラブルに注意！

～契約内容と入居時の物件状況をよく確認しましょう～

春は、進学や就職、転勤など新しい生活をスタートさせる季節です。この時期は、賃貸住宅の入退去に関する消費者トラブルの相談が多く寄せられます。今回は、退去時に多いトラブル事例と入居時のトラブルを未然に防ぐためのポイントなどをご紹介します。



【相談事例】

2年間住んだ賃貸アパートを退去することになった。敷金は返還されると思っていたが、一切戻らず、**壁や床の原状回復費用として敷金を上回る金額を請求**された。

入居時、壁や床は新品ではなかったと思うので納得がいかない。支払う必要はあるのか。



2020年4月1日に改正された民法には、借主(入居者)は**通常使用による破損や経年変化について原状回復義務を負わない**ことが明記されています。

ただし、ペットによる柱のキズや臭い、引っ越し作業で生じたひっかきキズなど**通常の使用方法を超える使い方によって生じたものは借主の負担**となります。

《入居時に気を付けたいポイント》

- 入居時は、できるだけ**家主側(大家や不動産事業者)と一緒に現状の確認**をしましょう。その際、傷や汚れなど修繕が必要と思われる箇所の写真を撮るなど、**証拠となる記録を残す**ようにしましょう。
- 契約前に契約書の**重要事項**(敷金、禁止・制限される行為、期間中の修繕、契約の解除、明け渡し時原状回復)をよく読み、**退去時の特約等を確認**しておきましょう。
- 修繕費用を請求された場合、**内容をよく確認し、納得できない点は家主側に十分な説明を求めましょう。**



それでも…

貸主とトラブルになった時は、消費生活センターや賃貸住宅に関する相談窓口へ相談しましょう。

出前講座のご案内

無料で講師を派遣しています！

消費者トラブルの未然防止のために啓発活動を行っています。注意喚起資料や出前講座のお申し込みなどは、**くらしの安全安心課 消費相談啓発指導担当**へ

TEL : 0952(25)7059 ✉ kurashianzen@pref.saga.lg.jp

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、必要な対策を講じています。

参加される皆様には、「3密」を避けるための対策、手指の消毒、マスク着用にご協力いただきます。また、リモート方式で講座を行う場合もあります。

◆詳細はホームページをご覧ください。

佐賀県消費生活センター

検索

誰もが安心して暮らせる佐賀県に

少子高齢化や社会の高度情報化が進み、私たちを取り巻く環境が急激に変化する中、消費者被害も多様化し、更に深刻なものとなっています。

特に昨今は、新型コロナウイルス感染症の便乗詐欺や、自然災害に係る火災保険の申請サポートに関する契約、健康食品の定期購入などの消費者トラブルの相談も増加しています。

佐賀県では今後も、関係団体や市町と連携しながら、消費生活のトラブル防止と発生時に十分な救済を図れる相談体制を確保するとともに、県民の皆さまが安全安心に暮らせるよう努めてまいります。

よしのり
佐賀県知事 山口祥義



困ったときの相談窓口 一人で悩まず早めにお電話ください

◆消費者ホットライン 局番なし「**188**」
お近くの相談窓口につながります



佐賀県消費生活センター
TEL:0952(24)0999

FAX:0952(24)9567

✉ :shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

【受付時間】 9:00~17:00 相談無料

土日祝日(年末年始を除く)も受付

※相談では詳細な経緯などをお聞きすることから終了時刻の30分前までにお電話ください

市町相談窓口一覧(令和3年4月1日現在)

少しでも不安があったらすぐ相談を!



相談窓口	電話番号	相談日
佐賀市消費生活センター	0952(40)7087	月~金
唐津市消費生活センター	0955(73)0999	月~金
鳥栖市消費生活センター	0942(85)3800	月~金
多久市 市民生活課	0952(75)6117	月・水・木
伊万里市消費生活センター	0955(23)2136	月~金
武雄市消費生活センター	0954(23)9500	月~金
鹿島市 商工観光課	0954(63)3412	月・金
小城市消費生活センター	0952(72)5667	月・火・水・金
嬉野市 観光商工課	0954(42)3310	火
(塩田庁舎)		木
(嬉野庁舎)		

相談窓口	電話番号	相談日
神崎市 商工観光課	0952(37)0107	火・金
吉野ヶ里町 産業振興課	0952(37)0350	木
基山町 住民課	0942(85)8171	金
上峰町 総務課	0952(52)2181	第2・第4火
みやき町 企画調整課	0942(89)1655	月・水
玄海町 住民課	0955(52)2158	金(4回/月)
有田町 住民環境課	0955(46)2114	火・木
大町町 企画政策課	0952(82)3112	水(3回/月)
江北町 地域振興課	0952(86)5615	火(3回/月)
白石町 商工観光課	0952(84)7123	木(4回/月)
太良町 企画商工課	0954(67)0312	水

消費生活情報は県ホームページでご覧いただけます!!

佐賀県庁ホームページから、「暮らし・子育て」⇒「消費生活・食生活」とお進みください。トラブル情報やイベントのお知らせ、消費者教育の活動状況などを発信しています! ぜひ、ご覧ください。

佐賀県 消費生活・食生活 🔍

